東京都千代田区九段南一丁目6番17号 株式会社プラネットホールディングス 会社法人等番号 0100-01-149561

| 会住法人寺留方 (            | 0100-01-149561   |
|----------------------|--|
| 商号                   | 株式会社プラネットホールディングス  |
| 本 店                  | 東京都千代田区九段南一丁目6番17号   |
| 公告をする方法              | 官報に掲載して行う。   |
| 会社成立の年月日             | 平成24年10月3日   |
| 目的                   | 1. 他の会社の株式または持分の取得、所有<br>2. 前号に付帯する一切の事業   |
| 発行可能株式総数             | 2 0 万株   |
| 発行済株式の総数<br>並びに種類及び数 | 発行済株式の総数<br><u>200株</u>  |
|                      | 発行済株式の総数<br>7万株<br>各種の株式の数<br>普通株式 2万株<br>乙種株式 2万株<br>丙種株式 3万株平成24年12月14日変更<br>ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー  |
| 株券を発行する旨<br>の定め      | 当会社は株式に係る株券を発行する。<br>平成24年12月11日設定 平成24年12月14日登記   |
| 資本金の額                | 金1000万円  |
|                      | 金17億5500万円 平成24年12月14日変更   |
|                      | 平成24年12月14日登記  |
| 発行する内で発表を変           | 普通株式 6万6000株 乙種株式 6万6000株 1.種類株主に対する優先配当金 (1)当会社は、剰余金の配当を行うときは、乙種株式および丙種株式 (以下、「種類株主に対する優先配当金行うときは、乙種株式および丙種株式 (以下、「種類株式および丙種株式の登録株式質権者(以下、「種類株主」という。者」という通株式の登録株式りたい「種類株主」という。との登録株式のを登録株式質権者(以下、「種類株主」という。という通株式の登録株式の登録株式の登録にという。)に先立会はによる可能なの記録は、一種類株式の発達をは、の登録株式のの登録株式のの登録株式のの登録株式のの表種、「普通報という。」に対し、は、上述の表別のは、「特通の人という。」を行う。会を1年記し、上述の利益ののには、以下、「種類株式のの表種担対のより、で、一種類なのという。を行う。会を1年記し、上述を1年ののには、当時の場合を1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、 |

|                    | 株式の登録株式質権者に対し前記2. (2)及び(3)に基づく残余財産の分配がされた後、丙種株式を有する株主または丙種株式の登録株式質権者に対し残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者および乙種株式を有する株主または乙種株式の登録株式質権者に対し、普通株式または乙種株式1株につき、丙種株式1株についての残余財産分配額と同額の残余財産の分配を行う。 3. 優先順位 乙種株式および丙種株式に係る優先配当金および累積未払優先配当金の支払順位ならびに普通株式、乙種株式および丙種株式に係る前記2. (4)の残余財産の分配順位はそれぞれ同順位とする。 4. 議決権 種類株主は、株主総会において議決権を有しない。 5. 取得請求権 丙種株式を有する株主は、発行より3年を経過した後、当会社に対して、その有する丙種株式の全部または一部の取得を請求することができ、この場合には、当会社は、当該丙種株式の取得と引換えに、当該丙種株式を有する株主に対して、当該丙種株式と同数の当会社の普通株式を交付する。 平成24年12月11日変更 平成24年12月14日登記 |
|--------------------|---|
| 株式の譲渡制限に<br>関する規定  | 当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は株主総会の承<br>認を受けなければならない。  |
|                    | 当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。当会社の株式に係る担保権者またはその子会社および関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に定義される子会社および関連会社を意味する。)に対する譲渡については、当会社の承認があったものとみなす。<br>平成24年12月11日変更 平成24年12月14日登記  |
| 役員に関する事項           | 取締役 古野金廣  |
|                    | 取締役 麻 生 巌 平成24年12月11日就任<br>   |
|                    | 取締役 成 吉 弘 次 平成24年12月11日就任<br>   |
|                    | 福岡市早良区百道浜三丁目4番10-803号<br>代表取締役 古 野 金 廣  |
|                    | 東京都渋谷区神山町 2 0 番 3 8 号<br>代表取締役 麻 生 巌 平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日就任<br>平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日登記   |
|                    | 監査役 大 濵 理 平成24年12月11日就任<br>   |
| 取締役会設置会社<br>に関する事項 | 取締役会設置会社 平成24年12月11日設定 平成24年12月14日登記  |
| 監査役設置会社に<br>関する事項  | 監査役設置会社<br>平成24年12月11日設定 平成24年12月14日登記  |
| 登記記録に関する<br>事項     | 設立 平成24年10月 3日登記  |

<sup>\*</sup>下線のあるものは抹消事項であることを示す。